

枚方市監査委員告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 29 年 11 月 10 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	大	西	正	人
同	上	野	尚	子
同	八	尾	善	之

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市教育委員会教育長 奈良 渉

平成 29 年 10 月 27 日付け教管整第 135 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成 29 年 10 月 27 日

3. 監査の結果に関する報告

平成 28 年 12 月 27 日付け枚監査第 213 号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《管理部 教育環境整備室》

○学校園の維持補修等に係る契約事務について

教育環境整備室では、課長専決で行う学校園の維持補修等に係る契約事務について、実施決裁から契約締結に至る一連の手續において、執行伺や業者選定回議書を起票する以前に見積書が提出されているなど、不適正な決裁手續が行われていた。

今後は、行財政運営システムへの入力による統制も活用し、適正に契約事務を執行するよう指摘する。

(2) 措置内容

課長専決で行う学校園の維持補修等に係る契約事務について、実施決裁から契約締結に至る一連の手續においては、平成 29 年度当初から行財政運営システムへの入力による事務処理に統一し、業者に見積り依頼を行う以前に、執行伺や業者選定回議書による決裁手續を行い適正に契約事務を執行している。